



10分でわかる◎ 産業廃棄物ちよつと講座

Part 8 産業廃棄物の正しい保管方法



今回のテーマは、「産業廃棄物の正しい保管方法」です。

産廃は、保管する方法が廃棄物処理法により定められています。
それを保管基準と呼び、保管基準が守られていない保管は違反となり、悪質なものは、それだけで改善命令の対象となることがあります。

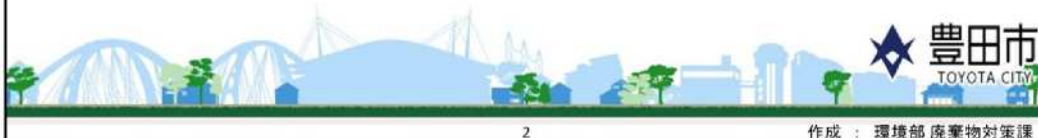


保管基準遵守の理由

まずは、廃棄物処理法の規定を見てみましょう。

第12条第2項

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(＝保管基準)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。



2

作成：環境部 廃棄物対策課

まずは、廃棄物処理法の規定を見てみましょう。

第12条第2項

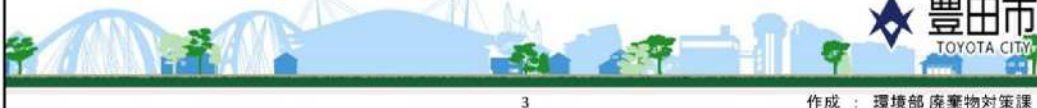
事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

ここで言う、「環境省令で定める技術上の基準」のことを保管基準と呼んでいます。



保管基準

- 囲いがあること。
 - ⇒人の侵入防止・廃棄物保管場所の明確化
- 掲示板があること。
 - ⇒次スライド 参照
- 産廃の飛散・流出がなく、汚水の地下浸透がなく、悪臭が発散しないこと。
- 積み上げ高さがその制限内であること。
 - ⇒屋外で容器を用いない保管の場合



3

作成：環境部 廃棄物対策課

保管基準は大きく分けて次の4つで構成されています。

囲いがあること

これは、人の侵入を防止し、事故を未然に防ぎ、廃棄物保管場所を明確にし、過剰保管を防止します。

掲示板があること

これは、次スライドで説明する掲示板を設置することで、対外的に産廃を保管している場所等を明確にします。

産廃の飛散・流出がなく、汚水の地下浸透がなく、悪臭が発散しないこと

これは当然ですね。

環境への影響を考え、強風で飛んでいくなら、飛ばないように措置を、汚水が出るのであればその汚水が地下に浸透していかないような措置をとることとされています。

積み上げ高さがその制限内であること

これは、屋外で容器を用いない保管の場合のみに適用されます。

屋外で容器を用いない場合、かなりの量の産廃が保管できてしまうため、過剰保管を防ぐため上限を定めています。



保管基準に適合した掲示板

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理者名称	豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所 市長 太田 稔彦
連絡先	TEL:0565-34-6710
最大保管高さ	2m

※1 縦横60cm以上であること

※2 最大保管高さは屋外で容器を用いずに保管する場合のみ記載義務あり



4

作成：環境部 廃棄物対策課

これは掲示板の例です。
掲示板は、記載項目と大きさが決められています。

記載項目は、

- ・産業廃棄物の保管場所である旨
- ・保管する産業廃棄物の種類
- ・管理者の氏名・名称・連絡先
- ・最大積み上げ高さ

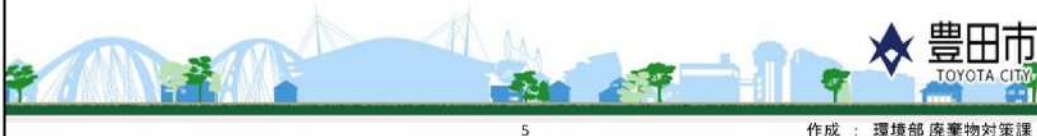
保管する産廃に石綿が含まれる場合は、その旨も記載しなくてはなりません。
最大保管高さは、屋外で容器を用いずに保管する場合のみ記載しなくてはなりません。

大きさは、縦横60cm以上で作成してください。
この掲示板は見やすいところに設置してください。



汚水が生ずるおそれがある場合

- ▶ 排水溝等を設置すること。
⇒ 河川等の公共水域への流入を防止する。
- ▶ 底面を不浸透性の材料で覆うこと。
⇒ 地下水の汚染を防止する。



汚水が生ずるおそれがある場合は、排水溝等を設置すること、底面を不浸透性の材料で覆うこととされています。

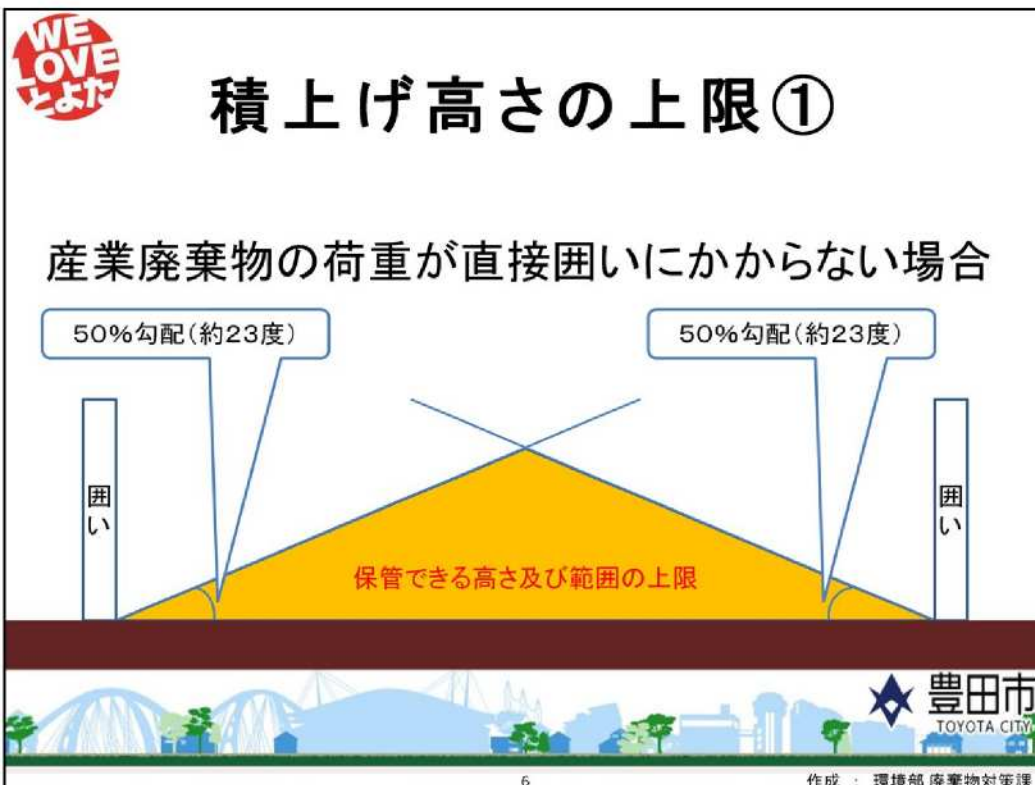
排水溝等は、河川等の公共水域への汚水の流入を防止します。

雨水も含めて、保管場所から汚水が生じるのであれば、排水溝等を設置して、しっかり管理しなくてはなりません。

当然、設置した排水溝等は、定期的に泥を出したり、管理が必要です。

底面を不浸透性の材料で覆うことで、地下水の汚染を防止します。

産廃の中には、雨水等に触れると、有害な物が溶け出してしまうものもあります。その水が地面にそのまま浸透していくと、環境に悪影響を与えてしまいます。



積上げ高さの上限については、具体的な数値が定められているわけではありません。

定められているのは、

★

50%勾配と呼ばれる角度です。
 平行に2、垂直に1から成る勾配が50%勾配です。
 産業廃棄物の荷重が直接囲いにかからない場合は、地面の両側から50%勾配の線を引き、

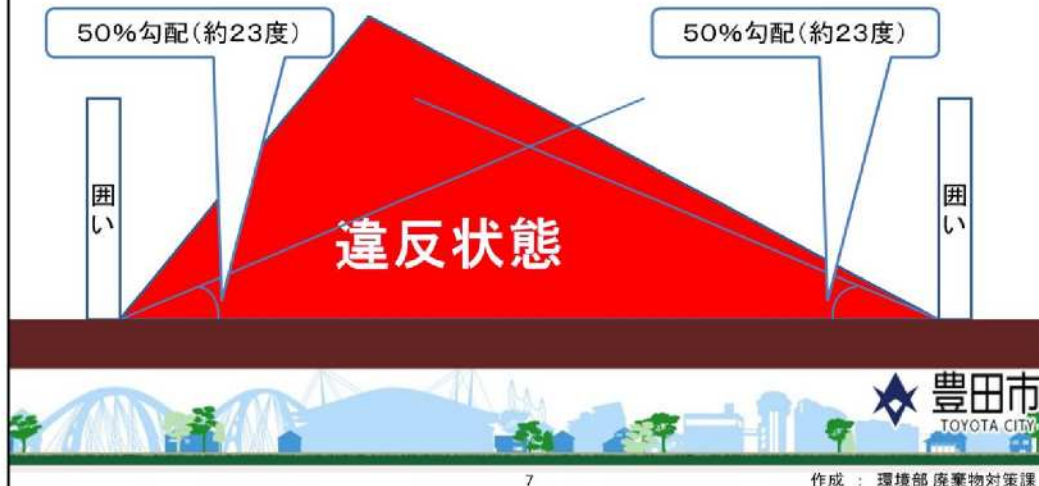
★

できる三角形の頂点が産廃を保管できる高さの上限であり、同時に保管できる範囲の上限ともなります。



積上げ高さの上限①

産業廃棄物の荷重が直接囲いにかからない場合

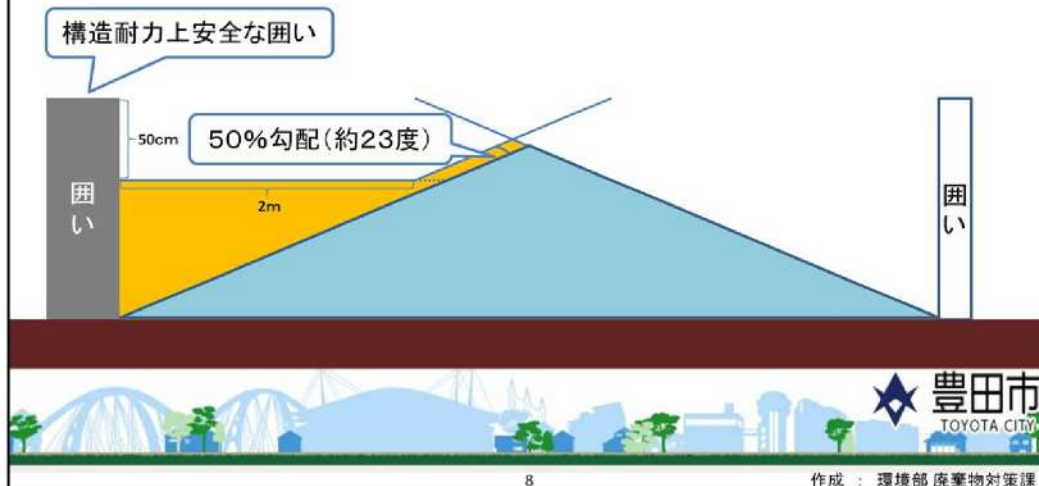


こんな形に積み上げられていた場合は、保管基準違反です。
50%勾配から成る三角形に収まっていないですね。



積上げ高さの上限②

産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合



次は、産廃の荷重が直接囲いにかかる場合です。

産廃の荷重が直接囲いにかかる場合は、構造耐力上安全な囲いが必要となります。

例えば、コンクリート等の強固な素材でできていて、産廃の重さ程度では破損しない囲いです。

★

この場合、囲いの上端から50m下がり、平行に2mいったところから、50%勾配で登っていく線を引きます。

もう片方からも線をひき、

★

囲われたところが、保管できる範囲の上限で、この中で一番高いところが、高さの上限となります。

★

構造耐力上安全な囲いがある場合とない場合を比較すると、ある場合の方が多く保管できることがわかります。

ベニアの板で囲っただけといった簡易的な囲いは、構造耐力上安全な囲いではないため、産廃の荷重を囲いにかけることはできません。

産廃を少しでも多く保管したい場合は、強固な囲いが必要となることを覚えておいてください。

また、この高さの上限は、屋外で容器を用いずに保管する場合のみ適用されます。逆に、屋内であれば、上限はないということになりますが、多くの産廃を保管することは、火事等の事故の危険が高くなるので、出来る限り、屋内でもこの基準に準じて保管量を管理することをお勧めします。



『第8回 産業廃棄物の正しい保管方法』は以上になります。

保管基準は過剰保管を防止するために規定されています。適正な保管で、産廃の保管量を管理してください。

次回は、『豊田市条例の取決め』です。

廃棄物処理法の遵守はもちろん大事ですが、豊田市が独自に定めている条例も同様に大事です。



『第8回 産業廃棄物の正しい保管方法』は以上になります。

保管基準は過剰保管を防止するために規定されています。適正な保管で、産廃の保管量を管理してください。

過剰保管は、百害あって一利なしです。産廃の保管を管理することは、会社のリスク管理にも繋がるという意識を持ちましょう。

次回は、『豊田市条例の取決め』です。

廃棄物処理法の遵守はもちろん大事ですが、豊田市が独自に定めている条例も同様に大事です。

では、また次回。お疲れまでした。